

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
案要綱

1 改正の理由

滋賀県経済振興特別区域に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 1 号）が、平成 23 年 3 月 31 日に失効することに伴い、経済振興特別区域における県税の課税免除および不均一課税の措置を廃止するため、滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和 41 年滋賀県条例第 14 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

経済振興特別区域における県税の課税免除および不均一課税に関する規定を削除します。

3 その他

- (1) この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行することとします。
- (2) 平成 23 年 3 月 31 日までに認定を受けて特区事業を開始している事業者については、事業開始後 5 年経過するまでの間、事業税等について課税免除もしくは不均一課税の適用が受けられる経過措置を設けます。

議第 号

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 年 月 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例(昭和41年滋賀県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第6条を削る。

第7条中「前3条から前条まで」を「前3条」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

付 則

1. この条例は、平成23年4月1日から施行する。
2. 滋賀県経済振興特別区域に関する条例(平成16年滋賀県条例第1号)付則第2項の規定による失効前の同条例第6条第1項に規定する認定計画で平成23年3月31日においてその実施期間が満了していないものにおいて定められた改正前の第6条第1項に規定する実施主体に係る事業税および当該実施主体が取得した改正前の第6条第2項に規定する土地等に係る県税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第1項中「認定計画」とあるのは「滋賀県経済振興特別区域に関する条例(平成16年滋賀県条例第1号)付則第2項の規定による失効前の同条例(以下「旧特区条例」という。)第6条第1項に規定する認定計画(以下「認定計画」という。)」と、「経済振興特別区域」とあるのは「当該認定計画において定められた旧特区条例第2条第1号に規定する経済振興特別区域(以下「経済振興特別区域」という。)」と、「滋賀県経済振興特別区域に関する条例」および「同条例」とあるのは「旧特区条例」とする。

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
 滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和41年条例第14号）の一部を次のように改正する。

旧	新
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>経済振興特別区域 滋賀県経済振興特別区域に関する条例（平成16年滋賀県条例第1号）第6条第1項に規定する認定計画（以下「認定計画」という。）において定められた同条例第2条第1号に規定する経済振興特別区域をいう。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p><u>（経済振興特別区域における県税の課税免除および不均一課税）</u></p> <p>第6条 <u>認定計画において定められた実施主体（青色申告書を提出する法人または個人に限る。以下同じ。）が、経済振興特別区域内において、当該認定計画について滋賀県経済振興特別区域に関する条例第4条第4項の認定を受けた日から起算して4年を経過した日（以下「4年経過日」という。）の属する年度の末日までに当該認定計画において定められた同条例第2条第2号に規定する特区事業（以下「特区事業」という。）を当該認定計画に従って開始し、かつ、引き続き当該認定計画に従って当該特区事業を実施したときは、当該実施主体に対しては、当該実施主体が法人であるときは当該特区事業を開始した日の属する事業年度の初日から、当該実施主体が個人であるときは当該特区事業を開始した日の属する年の初日からそれぞれ2箇年（以下「課税免除対象期間」という。）は所得金額または収入金額のうち次の算式により計算した額（以下「対象所得等」という。）については事業税を課さないこととし、当該課税免除対象期間の末日の翌日からそれぞれ3箇年は対象所得等に対して課する事業税については、県税条例第38条の3、第38条の7の4ならびに付則第18条および第19条の規定にかかわらず、これらの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をする。</u></p> <p><u>当該実施主体に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度または当該年に係る所得金額または収入金額×（当該実施主体が当該経済振興特別区域内に有する事務所または事業所の従業者であつて、当該特区事業に従事しているものの数／当該実施主体が県内に有する事務所または事業所の従業者の数）</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>

2 認定計画において定められた実施主体が、経済振興特別区域内において、4年経過日の属する年度の末日までに当該認定計画において定められた特区事業の用に供すると知事が認める土地、家屋または償却資産（以下「土地等」という。）を当該認定計画に従って取得した場合（当該土地等の取得価額が2,500万円を超え、かつ、これを当該特区事業の用に供したことに伴って増加する雇用者の数が4人を超える場合に限る。次項において「実施主体が土地等を取得した場合」という。）は、当該実施主体に対しては、当該土地等（償却資産を除く。）の取得については不動産取得税を課さない。

3 実施主体が土地等を取得した場合は、当該実施主体に対しては、初年度およびその翌年度は当該土地等（当該特区事業の用に供する県税条例第102条に規定する大規模の償却資産に該当するものに限る。以下この項において同じ。）については固定資産税を課さないこととし、初年度の翌々年度以降3箇年度は当該土地等に対して課する固定資産税については、県税条例第103条の規定にかかわらず、同条による税率に2分の1を乗じて得た税率により不均一の課税をする。

4 第1項の従業者の数の算定については、法第72条の48第4項から第6項までおよび第10項ならびに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準の例による。

（申請書の提出）

第7条 第3条から前条までの規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

（委任）

第8条 （略）

（申請書の提出）

第6条 前3条の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

（委任）

第7条 （略）